［削る］		［削る］
電気事業雑収益	［略］ 供給雑収 災害等扶助交付金	［略］ ［略］ 法第28条の40第２項の規定により交付される交付金を整理する。ただし、その交付額が重大なものを除く。
［略］	［略］	［略］

別表第２（第３条関係）

第２表

損　益　計　算　書

［略］

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用 ［略］ ［削る］ ［略］		営業収益 ［略］ ［削る］ ［略］	

第４表

個　別　注　記　表

［略］

［略］
18　連結配当規制適用会社に関する注記
18の２　収益認識に関する注記
［略］

（記載注意）

１～３　［略］

４　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、貸借対照表等の作成に当たって採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、⑷に掲げる事項には、当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点及び当該事業者が重要な会計方針に含まれると判断したものを含むものとする。なお、重要な会計方針（顧客との契約から生じる収益に関するものを除く。）については、代替的な会計基準が認められていない場合、注記を要しない。

⑴～⑸　［略］

再エネ特措法交付金		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第28条第１項の交付金を整理する。
電気事業雑収益	［略］ 供給雑収 ［新設］	［略］ ［略］ ［新設］
［略］	［略］	［略］

別表第２（第３条関係）

第２表

損　益　計　算　書

［略］

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用 ［略］ 再エネ特措法納付金 ［略］		営業収益 ［略］ 再エネ特措法交付金 ［略］	

第４表

個　別　注　記　表

［略］

［略］
18　連結配当規制適用会社に関する注記
［新設］
［略］

（記載注意）

１～３　［略］

４　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、貸借対照表等の作成に当たって採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴～⑸　［略］